報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	百瀬　聖子
登録番号又は法人番号	１２０９１９６２
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所名称	百瀬聖子行政書士事務所
事務所所在地	川崎市中原区上平間 1161-12　新川崎ﾀﾞｲｶﾝﾌﾟﾗｻﾞ 202
処分年月日	令和５年８月２５日
処分内容（種類）	廃業勧告
上記処分をした理由	当該会員は、受託した相続業務につき、業務を行わず、その理由として虚偽の説明を行い、４年間の業務遅滞に至り、依頼者に経済的損失（逸失利益等）及び精神的損害を与えた。 当該事実は、行政書士法施行規則第７条（業務取扱の順序及び迅速処理）に違反し、また、行政書士法第１０条（行政書士の責務）に違反する。 このことは、会則第１４条第１項第１号に該当するため、神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第２条第４項第２号の規定により、会則第１５条第１項第３号の廃業の勧告処分を行う。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法　第１０条 行政書士法施行規則　第７条 神奈川県行政書士会会則　第１４条第１項第１号 同会則　第１５条第１項第３号 神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則　第２条第４項第２号